

令和元年度工賃向上全体研修会

県事業説明

茨城県保健福祉部障害福祉課 中嶋

1

本日の説明内容

1. 就労継続支援A型・B型の現状
2. 賃金・工賃について
3. 工賃向上の取組について

2

1. 就労継続支援A型・B型の現状

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約964万人中、18歳～64歳の在宅者数約377万人

(内訳: 身体101.3万人、知的58.0万人、精神217.2万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約30.1% 就労系障害福祉サービスの利用が約30.2%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 4.3%(H29)
※就労移行支援からは27.0%(H29)

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約3.3万人
- ・就労継続支援A型 約6.9万人
- ・就労継続支援B型 約24.0万人

(平成30年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍

企業等

雇用者数
約53.5万人
(平成30年6月1日)
*45.5人以上企業

ハローワークからの
紹介就職件数
102,318件
※A型: 19,502件
(平成30年度)

大学・専修学校への進学等

769人/年

12,906人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,626人)

特別支援学校

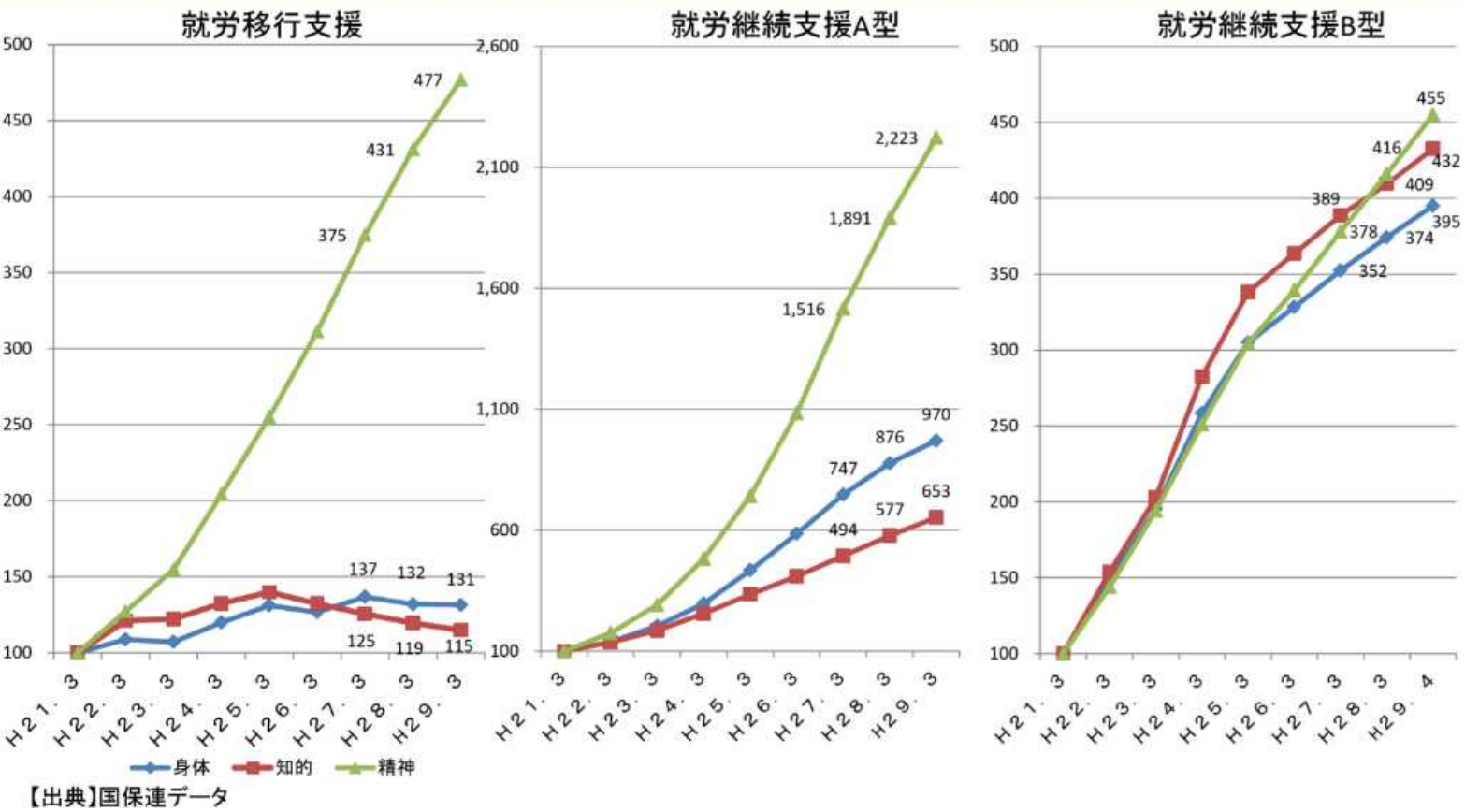
卒業生21,657人(平成30年3月卒)

就職

就職 6,760人/年

就労系サービスの利用者数(障害種別)の伸び(平成21年3月を100とした場合)

○ 就労系障害福祉サービスの障害種別ごとの利用者数の伸びを見ると、就労継続支援B型では障害種別による差はほとんどないが、就労移行支援及び就労継続支援A型では、精神障害者の伸びが大きくなっている。



茨城県の状態について

●就労継続支援事業所数

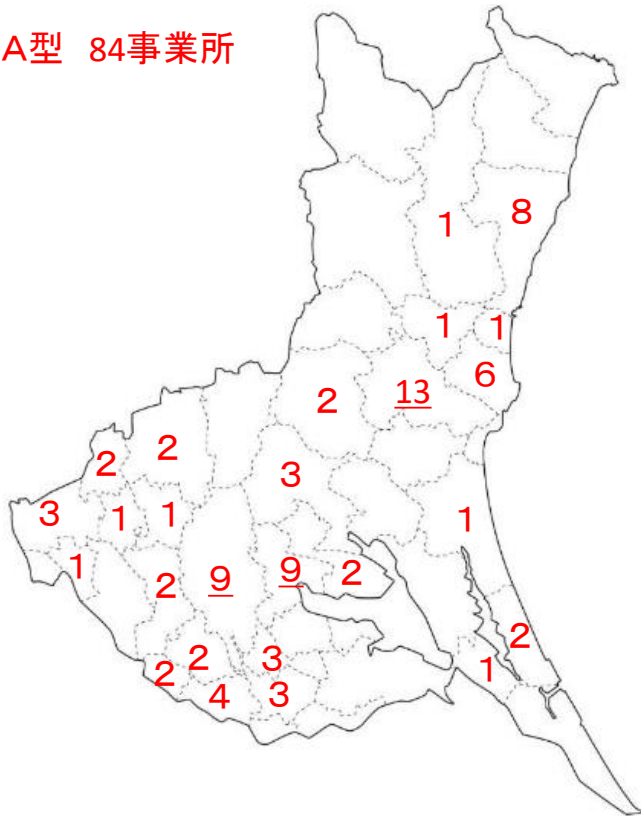
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
就労継続支援(A型)	39	57	65	78
就労継続支援(B型)	244	275	307	337

(参考)全国の就労継続支援事業所数

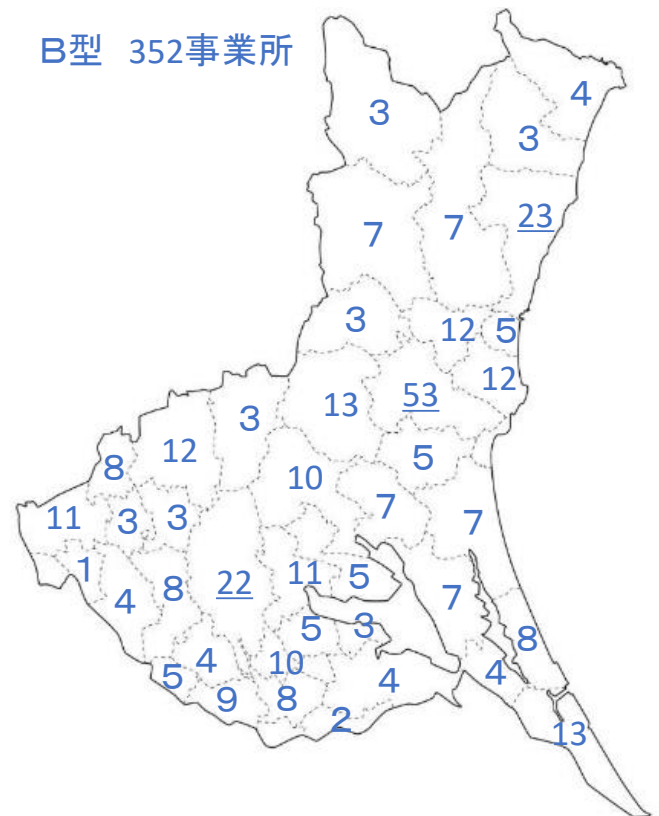
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
就労継続支援(A型)	3,155	3,385	3,546	3,554
就労継続支援(B型)	9,910	10,434	11,225	11,750

茨城県の状況について(R2.1現在)

A型 84事業所



B型 352事業所



2. 賃金・工賃について

就労継続支援(A型・B型)事業所における平均賃金・工賃月額(平成30年度)

令和元年11月25日現在

概要

- 就労継続支援(A型・B型)事業所は、前年度に利用者に支払った賃金・工賃の実績を都道府県に報告し、都道府県はその内容を取りまとめた後、国に報告。
- 国は、毎年度、都道府県から報告のあった就労継続支援(A型・B型)事業所の平均賃金・工賃月額を集計し、公表。
- 平成30年度における就労継続支援(A型・B型)事業所での平均賃金・工賃月額は下表のとおり。

平成30年度平均賃金・工賃

施設種別	平均賃金・工賃 ※1		施設数 (箇所)	(参考)平成29年度平均賃金・工賃	
	月額	時間額 ※2		月額	時間額
就労継続支援A型事業所 (対前年度比、対前年度差)	76,887円 (+3.8%、+2,802円)	846円 (+3.4%、+28円)	3,554	74,085円	818円
就労継続支援B型事業所 (対前年度比、対前年度差)	16,118円 (+3.3%、+515円)	214円 (+4.5%、+9円)	11,750	15,603円	205円

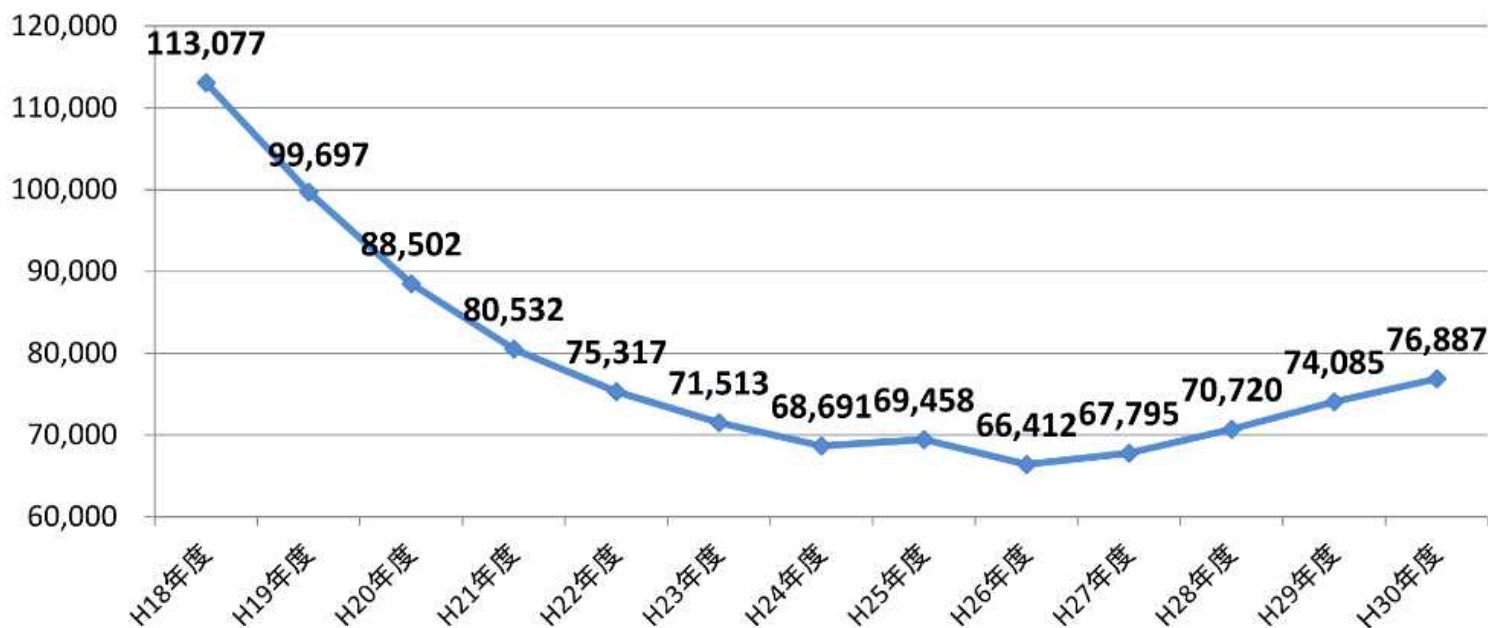
※1 就労継続支援A型事業所:平均賃金/就労継続支援B型事業所:平均工賃

※2 平成30年度地域別最低賃金(全国加重平均額):874円(時間額)

就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

令和元年11月25日現在

- 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



※ 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額額の比較(平成29年度、平成30年度)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率	都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	70,489	73,204	103.9%	滋賀県	84,750	84,006	99.1%
青森県	62,496	63,777	102.0%	京都府	88,148	90,025	102.1%
岩手県	75,144	79,343	105.6%	大阪府	76,493	78,855	103.1%
宮城県	71,476	73,738	103.2%	兵庫県	80,347	84,358	105.0%
秋田県	64,167	69,736	108.7%	奈良県	72,434	75,131	103.7%
山形県	72,994	75,615	103.6%	和歌山県	89,939	93,415	103.9%
福島県	69,917	74,823	107.0%	鳥取県	82,659	87,756	106.2%
茨城県	82,361	79,553	96.6%	島根県	84,631	88,312	104.3%
栃木県	66,095	68,179	103.2%	岡山県	75,096	78,548	104.6%
群馬県	66,511	68,442	102.9%	広島県	84,549	93,182	110.2%
埼玉県	70,379	72,909	103.6%	山口県	77,583	79,478	102.4%
千葉県	69,372	69,465	100.1%	徳島県	66,218	69,525	105.0%
東京都	90,407	94,429	104.4%	香川県	69,712	73,936	106.1%
神奈川県	78,869	80,508	102.1%	愛媛県	66,058	68,580	103.8%
新潟県	67,220	70,520	104.9%	高知県	88,205	88,488	100.3%
富山県	61,412	65,696	107.0%	福岡県	69,771	73,264	105.0%
石川県	67,889	70,175	103.4%	佐賀県	82,547	83,766	101.5%
福井県	79,910	82,891	103.7%	長崎県	82,339	85,967	104.4%
山梨県	66,261	69,775	105.3%	熊本県	69,621	72,271	103.8%
長野県	85,874	87,271	101.6%	大分県	78,807	81,467	103.4%
岐阜県	70,600	72,522	102.7%	宮崎県	61,392	62,776	102.3%
静岡県	71,575	77,663	108.5%	鹿児島県	66,547	69,722	104.8%
愛知県	76,269	79,065	103.7%	沖縄県	63,769	67,135	105.3%
三重県	72,171	72,959	101.1%	全国平均	74,085	76,887	103.8%

※ 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円/月額)

就労継続支援A型における平成30年報酬改定の効果

1日の平均労働時間の区分	事業所数				利用者数					
	H30.4	⇒	H31.4	増減		H30.4	⇒	H31.4	増減	
				事業所数	増減率				利用者数	増減率
7時間以上の場合	152 (4.0%)	⇒	130 (3.4%)	▲ 22	-14.5%	3,015 (4.4%)	⇒	2,632 (3.8%)	▲ 383	-12.7%
6時間以上7時間未満の場合	267 (7.0%)	⇒	267 (7.0%)	0	0.0%	4,504 (6.5%)	⇒	4,347 (6.2%)	▲ 157	-3.5%
5時間以上6時間未満の場合	652 (17.2%)	⇒	686 (18.0%)	34	5.2%	9,853 (14.3%)	⇒	10,233 (14.6%)	380	3.9%
4時間以上5時間未満の場合	2,149 (56.6%)	⇒	2,436 (63.8%)	287	13.4%	42,737 (62.0%)	⇒	49,731 (70.9%)	6,994	16.4%
3時間以上4時間未満の場合	548 (14.4%)	⇒	297 (7.8%)	▲ 251	-45.8%	8,555 (12.4%)	⇒	3,144 (4.5%)	▲ 5,411	-63.2%
2時間以上3時間未満の場合	9 (0.2%)	⇒	3 (0.1%)	▲ 6	-66.7%	145 (0.2%)	⇒	42 (0.1%)	▲ 103	-71.0%
2時間未満の場合	17 (0.4%)	⇒	2 (0.1%)	▲ 15	-88.2%	156 (0.2%)	⇒	23 (0.0%)	▲ 133	-85.3%
計	3,794 (100.0%)	⇒	3,821 (100.0%)	27	0.7%	68,965 (100.0%)	⇒	70,152 (100.0%)	1,187	1.7%

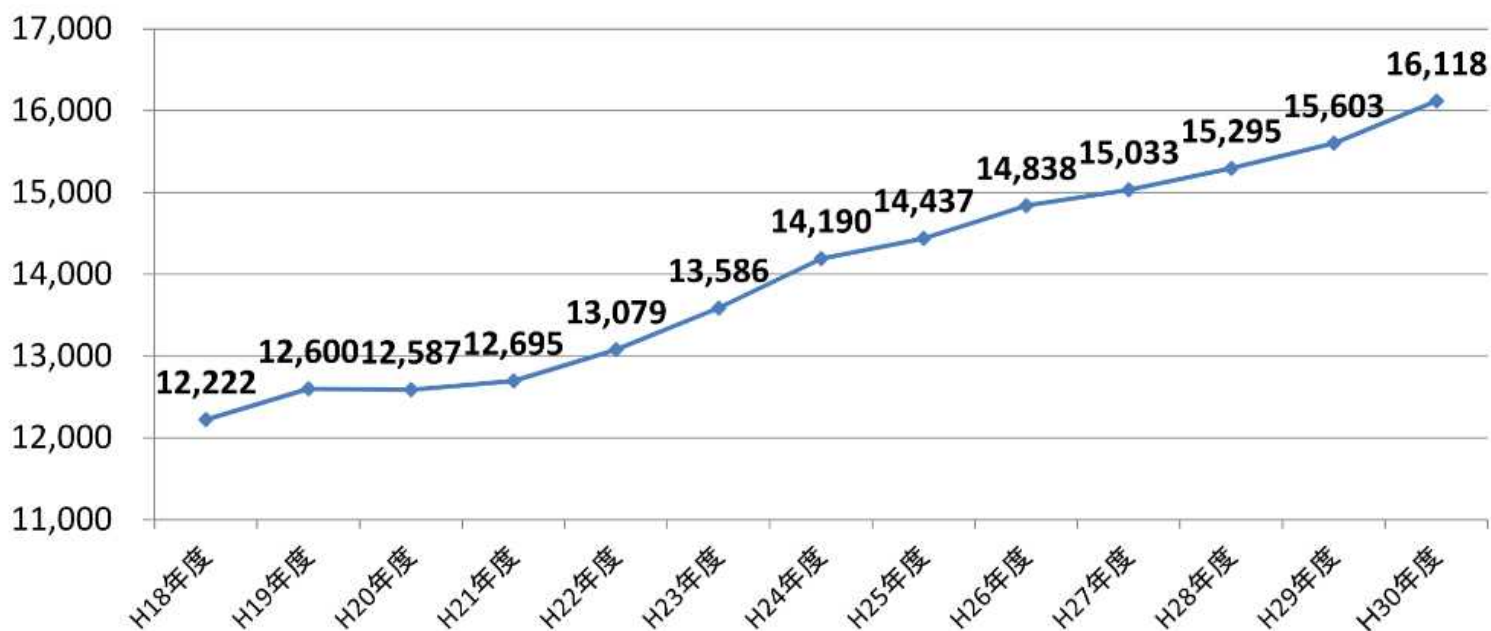
※出典：国保連データ

※ () 内は構成比。

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

令和元年11月25日現在

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から31.9%上昇している。



※ 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額と比較(平成29年度、平成30年度)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	18,810	18,966	100.8%
青森県	13,559	14,136	104.3%
岩手県	18,982	19,363	102.0%
宮城県	17,862	17,490	97.9%
秋田県	15,169	14,869	98.0%
山形県	11,016	11,651	105.8%
福島県	14,602	14,758	101.1%
茨城県	13,198	14,144	107.2%
栃木県	16,612	16,949	102.0%
群馬県	17,139	17,662	103.1%
埼玉県	14,517	14,530	100.1%
千葉県	14,308	15,013	104.9%
東京都	15,752	16,078	102.1%
神奈川県	14,047	14,696	104.6%
新潟県	14,472	15,189	105.0%
富山県	15,645	15,881	101.5%
石川県	16,552	17,175	103.8%
福井県	22,312	21,829	97.8%
山梨県	15,741	16,665	105.9%
長野県	15,787	16,130	102.2%
岐阜県	14,010	15,340	109.5%
静岡県	15,675	16,285	103.9%
愛知県	15,297	16,738	109.4%
三重県	14,915	15,561	104.3%
滋賀県	18,156	18,722	103.1%
京都府	16,724	16,034	95.9%
大阪府	11,575	12,009	103.8%
兵庫県	14,041	14,420	102.7%
奈良県	15,206	16,058	105.6%
和歌山県	16,565	16,433	99.2%
鳥取県	18,312	19,511	106.5%
島根県	19,133	19,672	102.8%
岡山県	14,160	14,741	104.1%
広島県	16,038	16,754	104.5%
山口県	17,289	18,533	107.2%
徳島県	21,465	22,235	103.6%
香川県	15,445	16,377	106.0%
愛媛県	16,264	16,454	101.2%
高知県	19,694	19,889	101.0%
福岡県	13,841	14,643	105.8%
佐賀県	18,419	18,912	102.7%
長崎県	16,389	16,759	102.3%
熊本県	14,490	15,100	104.2%
大分県	17,101	17,977	105.1%
宮崎県	18,585	19,218	103.4%
鹿児島県	16,174	16,438	101.6%
沖縄県	14,940	15,779	105.6%
全国平均	15,603	16,118	103.3%

※ 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

(円/月額)

就労継続支援B型における平成30年報酬改定の効果

平均工賃月額別の区分	事業所数				利用者数					
	H30.4	⇒	H31.4	増減		H30.4	⇒	H31.4	増減	
				事業所数	増減率				利用者数	増減率
4万5千円以上の場合	206 (1.7%)	⇒	211 (1.7%)	5	2.3%	4,221 (1.7%)	⇒	4,731 (1.8%)	510	12.1%
3万円以上4万5千円未満の場合	624 (5.3%)	⇒	731 (5.8%)	107	17.1%	15,240 (6.2%)	⇒	17,582 (6.8%)	2,342	15.4%
2万5千円以上3万円未満の場合	645 (5.5%)	⇒	724 (5.8%)	79	12.2%	15,062 (6.2%)	⇒	17,214 (6.6%)	2,152	14.3%
2万円以上2万5千円未満の場合	1,106 (9.4%)	⇒	1,271 (10.1%)	165	14.9%	26,567 (10.9%)	⇒	29,628 (11.4%)	3,061	11.5%
1万円以上2万円未満の場合	4,977 (42.2%)	⇒	5,449 (43.4%)	472	9.5%	109,874 (44.9%)	⇒	120,163 (46.3%)	10,289	9.4%
5千円以上1万円未満の場合	3,465 (29.4%)	⇒	3,515 (28.0%)	50	1.4%	61,070 (25.0%)	⇒	59,167 (22.8%)	▲1,903	-3.1%
5千円未満の場合	761 (6.5%)	⇒	640 (5.1%)	▲121	-15.9%	12,691 (5.2%)	⇒	11,079 (4.3%)	▲1,612	-12.7%
計	11,784 (100.0%)	⇒	12,541 (100.0%)	757	6.5%	244,725 (100.0%)	⇒	259,564 (100.0%)	14,839	6.1%

※出典：国保連データ

※（ ）内は構成比。

(参考) 就労系サービスにおける平成30年度報酬改定の内容①

- 障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させる。

就労移行支援

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、就職後6か月以上定着した割合に応じた報酬設定とする。
- 定着率が高いほど、利用者の地域生活の継続に資することや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

※ このほか、福祉専門職員に作業療法士の追加等の改定を実施。



<定員20人以下>

改定前	改定後	
基本報酬	就職後6か月以上定着率	基本報酬
804単位	5割以上	1,094単位
	4割以上5割未満	939単位
	3割以上4割未満	811単位
	2割以上3割未満	689単位
	1割以上2割未満	567単位
	0割超1割未満	527単位
	0	502単位

就労継続支援A型

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

- 平均収支差率+14.2%
- 1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多



<定員20人以下、人員配置7.5:1>

改定前	改定後		
	基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位		7時間以上	618単位
		6時間以上7時間未満	606単位
		5時間以上6時間未満	597単位
		4時間以上5時間未満	589単位
		3時間以上4時間未満	501単位
		2時間以上3時間未満	412単位
		2時間未満	324単位

就労継続支援B型

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

- 平均収支差率+12.8%
- 平均工賃15,033円/月
- 中央値12,238円/月



<定員20人以下、人員配置7.5:1>

改定前	改定後		
	基本報酬	平均工賃月額	基本報酬
584単位		4.5万円以上	649単位
		3万円以上4.5万円未満	624単位
		2.5万円以上3万円未満	612単位
		2万円以上2.5万円未満	600単位
		1万円以上2万円未満	589単位
		5千円以上1万円未満	574単位
		5千円未満	565単位

茨城県内の就労継続支援(A型・B型)事業所における平均賃金・工賃月額

施設種別	平均賃金・工賃		施設数	(参考)平成29年度平均賃金・平均工賃	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援A型事業所 (対前年度比, 対前年度差)	79,553円 (-3.4%, -2,808円)	882円 (+0.8%, +7円)	78	82,361円	875円
就労継続支援B型事業所 (対前年度比, 対前年度差)	14,144円 (+7.2%, +946円)	181円 (+7.7%, +13円)	337	13,198円	168円

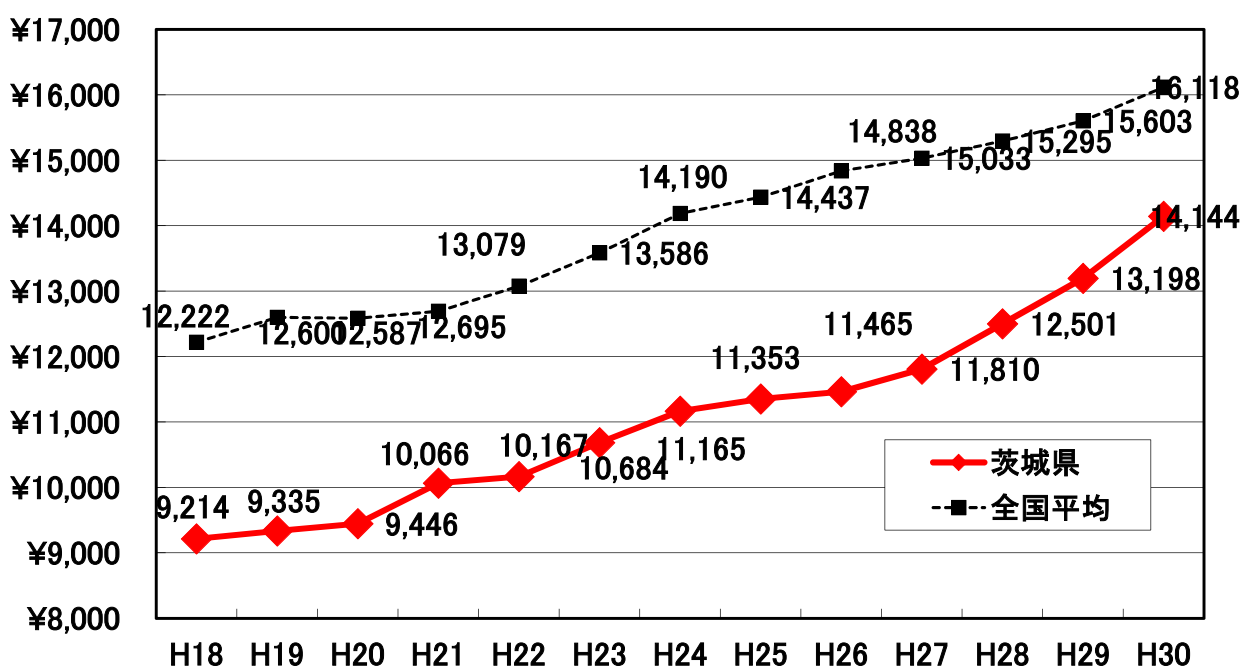
【A型事業所の平均賃金】

- 全国順位 16位

【B型事業所の平均工賃】

- 全国順位 44位
- 工賃の伸び率 全国3位

茨城県の平均工賃月額



茨城県の工賃の傾向

平均工賃月額	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
4万円以上	3	1.1%	4	1.3%	5	1.5%
2万円以上4万円未満	25	9.1%	35	11.4%	50	14.8%
1万円以上2万円未満	123	44.7%	132	43.0%	170	50.4%
5千円以上1万円未満	74	26.9%	93	30.3%	72	21.4%
5千円未満	50	18.2%	43	14.0%	40	11.9%
合計	275		307		337	

●工賃が低い理由

- 事業所における工賃向上に対する意識の低さから、企業的経営手法の欠如、販路拡大の取組不足などが要因との意見あり。

19

3. 工賃向上の取組について

茨城県工賃向上計画

●策定根拠

- 障害者の福祉施設における工賃を向上するため、厚生労働省の指針に基づき策定し、「第2期新しいばらき障害者プラン」の実施計画として位置付けている。

●対象期間

- 平成30年度～令和2年度(3年間)

●対象事業所

- 就労継続支援B型事業所

●目標工賃(月額)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
13,770円	14,340円	14,910円
(実績)14,144円		

21

第2期新しいばらき障害者プラン上の位置づけ

①ひとりひとりが尊重される社会をめざして

5 就労機会の拡大

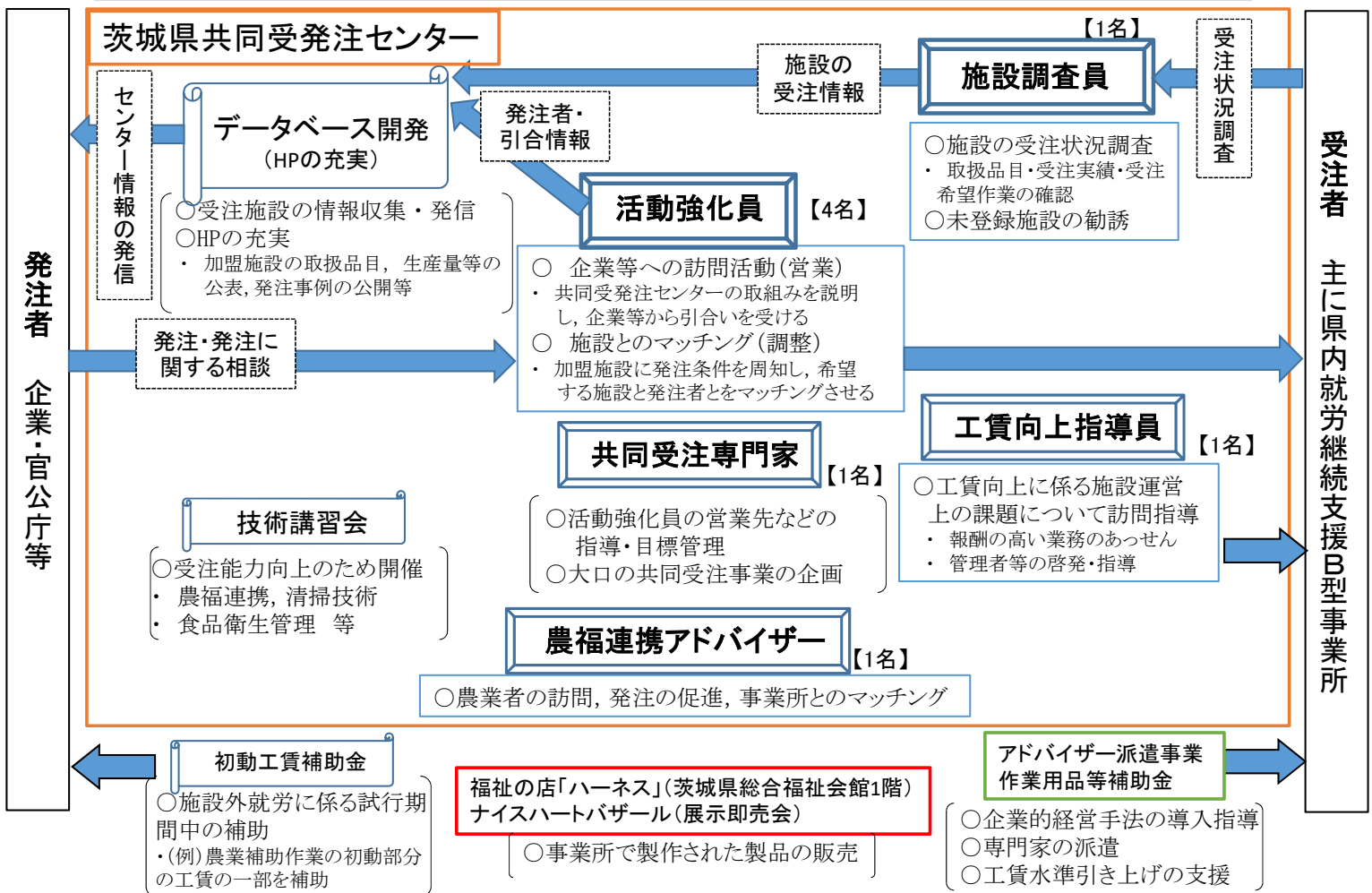
基本的な施策

(2) 福祉的就労の促進

- ◆ 事業所における工賃引き上げに向けた取り組みを促進するための、管理者向け研修やアドバイザー派遣の実施
- ◆ 茨城県共同受発注センターの運営促進による製品の販路拡大
- ◆ 「障害者優先調達推進法」に基づく、障害者就労施設等からの物品やサービス調達の拡大
- ◆ 農福連携による農作業の受注などの仕事の開拓
- ◆ 製品の展示即売会「ナイスハートバザール」の開催
- ◆ 福祉の店「ハーネス」（茨城県総合福祉会館1階）の運営費の助成
- ◆ 施設外就労先への初動工賃補助

22

工賃向上の取組



新たな取組①

Happy置き菓子ボックス



- 千葉県庁の取組を参考に昨年11月末から県障害福祉課内に設置。
- 茨城県共同受発注センターを仲介し、現在3施設が参加。
- 職員が各自集金ボックスにお金を入れてお菓子を購入。
- 施設は定期的にお菓子の補充とお金の集金を行う。
- 1月末現在、設置後、全体で約7万円の売り上げ
→1日約1,500円以上の売り上げ
→1施設あたり1日800円～400円

今後の取組

- ① 売り上げの分析
- ② オペレーションの確立(夜間の集金ボックス管理, 投入金額のずれへの対応)
- ③ 設置してもらえる課, 参加施設を増やす

新たな取組②

エコボール活動



今後の取組

- ① エコボール活動の実践に向けた準備
 - 技術の習得, 実施可能な数量
 - 茨城アストロプラネッツ及び学校・チームとの連携

- エコボール活動とは、使い込まれた硬式の野球ボールを、障害者就労施設等で縫い直し(1球100円)、再利用する活動
- 公益社団法人全国野球振興会(日本プロ野球OBクラブ)がオフィシャル・サポーターを務めている。
- 全国30の施設が全国エコボール連携事業所として登録しており、エコボール活動を行っているが、茨城県内で登録している事業所はない。
- 現在、縫製を得意とする事業所中心に声掛けを行い、茨城アストロプラネッツの協力のもと、講習会や意見交換を実施中

25

(参考)

農福連携等推進ビジョン(概要) (令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを出し、社会参画を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められる

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直し支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要 (SDGsにも通じるもの)

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出*

1 認知度の向上

- ・定量的なデータを取集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

○ 農福連携に取り組む機会の拡大

- ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備
- ・スタートアップマニュアルの作成
- ・試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノック」の仕組みの構築
- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・農業分野における公的職業訓練の推進

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ・コーディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工費・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進
- ・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がりへの推進

「農」と「福」のそれぞれの広がり推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直しに向けた取組の推進